

**平成 30 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

<p>指定課題 4 6</p>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び地域共生社会の実現に向けた精神保健福祉士の役割の明確化と養成・人材育成の在り方等に関する調査</p>
<p>補助基準額</p>	<p>800万円を上限とする。</p>
<p>事業概要</p>	<p>精神保健福祉士が専門性を発揮し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」及び「地域共生社会の実現」に向けて貢献できるよう、その役割を明確化するとともに、身につけるべき知識や技能などについて明確化し、養成課程、卒後教育及び継続教育のそれぞれの養成・人材育成の在り方等について調査・検討を行う。</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>現在、精神保健福祉士を取り巻く状況として、前回の精神保健福祉士に係るカリキュラム改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）以降、平成 25 年の精神保健福祉士法の改正に伴う退院後生活環境相談員の創設、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進、精神障害者の雇用の義務化、アルコール健康障害対策基本法（平成 26 年 6 月）及びギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年 10 月）の施行による専門人材の育成・確保の必要性などにより、精神保健福祉士の役割に対する社会的役割や期待がますます高まっているものと考えられる。</p> <p>また、社会福祉士においては、福祉人材確保専門委員会が取りまとめた報告書（平成 30 年 3 月 16 日）を踏まえた「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関する作業チーム」において、精神保健福祉士との共通科目も含めたカリキュラム改正に向けた検討が開始されている。</p> <p>以上、前回のカリキュラム改正から新たな要素が多く加わっていること、新たな状況や要請にも的確に対応できる人材を育成することを目的に、精神保健福祉士の役割やカリキュラムの見直し等のため、検討会（精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会）を設置予定であるが、本事業の調査結果を見直しのための検討材料としてする。また、養成に止まらず、卒後教育・継続教育の在り方、精神保健福祉士第 41 条の 2 に規定された資質向上の責務の在り方・具体的な方法等についても合わせて検討する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>【手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●質問紙調査又はオンライン質問調査 ●フォーカスグループインタビュー調査 ●会議体での検討 など <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神保健福祉士養成施設（大学、一般養成等） ○実習受入施設 ○各種就労先（自治体、精神保健福祉センター、相談支援センター、医療機関、施設、事業所、司法機関、学校など） ○他職種の関係職能団体 ○指定試験機関

	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各養成における課題（大学、一般養成、短期養成等） (2) 実習における課題（養成施設及び受入施設） (3) 精神保健福祉士の就労状況と業務内容 (4) 精神保健福祉士に求められる役割（身につけるべき知識と技能） (5) 養成課程と卒後教育の在り方 (6) 多職種が期待する精神保健福祉士との連携
<p>求める成果物の活用方法（施策への反映）</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会（設置予定）」時の検討材料として活用 (2) 精神保健福祉士のカリキュラムの見直し（改正）に向けた活用
<p>担当課室/担当者</p>	<p>精神・障害保健課 心の健康支援室 精神障害保健係（3 1 1 4）</p>